

議 事 録 抄 本

令和 4 年 8 月

福崎町農業委員会

令和4年8月農業委員会議事録抄本

日 時 : 8月19日(金) 15:00～15:25

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記		13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・藤岡 資芳 推進委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
10番 松岡 隆子	11番 吉高 平記

【署名人】

10番 松岡 隆子	1番 上阪 英仁
-----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 8 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。推進委員は藤岡推進委員が欠席されます。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

10 番 松岡 隆子	1 番 上阪 英仁
------------	-----------

委員をお願いします。本日は、議案第 21 号から議案第 24 号に至る計 4 議案、報告事項 1 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 3 件

議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 1 件

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 2 件

議案第 24 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について

1 件

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

4 件

(事務局担当) 令和 4 年 8 月議案説明

資料の修正をお願いします。議案書の件名表 第 22 号 【農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について 知事許可】を【農地法 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について 委員会受理】としてください。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

9 番：資料 1 ページ・2 ページをご覧ください。申請地は中小企業大学校の北に位置しています。地籍図・写真を合わせてご覧ください。この申請は、贈与による所有権移転です。

受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんは親戚であり、双方の話し合いにより贈与での話がまとまりました。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

10 番：資料 3 ページ・4 ページをご覧ください。申請地は大門公民館の北約 50m に位置しています。地籍図・写真を合わせてご覧ください。この申請は、先月の別段面積を設定した農地を所有権移転するものです。

渡し人の〇〇さんは県外在住のため農地を手放したいと考えており、受け人の〇〇さんと双方の話し合いによりまとまりました。この申請にて所有する農地はなくなります。

農機具一式は近隣の方より借りるとのことで、後々そろえていく計画です。取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

11 番：資料 5 ページ・6 ページをご覧ください。申請地は八千種小学校から南へ約 200 m のところに位置しています。地籍図・写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは町外在住で農地を手放したいと考えており、受け人の〇〇さんと双方の話し合いによりまとまりました。この申請にて所有する農地はなくなります。なお、現在申請地には樹木が植えられておりますが、名義変更後伐採すると確約書が提出されています。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理)

2 番：資料 7 ページ・8 ページをご覧ください。届出地は福田公民館の南に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を合わせてご覧ください。

この届出は、自己所有地を転用し住宅を建築するためのものです。建てた住居はお子さんが住まわれるとのことです。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 2 件

11 番：資料 9 ページ・10 ページをご覧ください。申請地は、東大貫地区にある福崎町防

災倉庫の南に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により露天駐車場兼露天資材置き場へ転用するものです。受け人の〇〇は土木業者であり、現在の資材置き場の返却期限が迫っているため今回の申請となりました。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

12番：資料11ページ・12ページをご覧ください。申請地は、西治公民館の北西約250mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により地縁者住宅を建築するものです。受け人の〇〇さんは元々福崎出身であり、〇〇さんと売買にて話が纏まりました。

資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について
(委員会処分)

2番：資料13ページ・14ページをご覧ください。申請地は西治公民館の北西約250mに位置しています。地籍図、写真を合わせてご覧ください。

地縁者住宅等の建設予定敷地に隣接または近接する農地を取得する場合に限り、取得農地の下限面積を1㎡に設定することが適当である農地かどうかを審議してもらうものです。

関係は議案第23号12番です。受け人の〇〇さんは申請地に隣接する土地に住宅を新築する予定です。取得後、申請地では、家庭菜園として野菜の作付をするとのことで、営農計画書を提出いただいています。

今回の下限面積緩和の指定申請をするにあたっては、農地全ての効率的かつ総合的な利用の確保に努めること、投資目的の農地取得を未然に防ぐため、原則5年間以上耕作し、農地の耕作状況を毎年、委員会へ報告するという確約書を提出していただいています。

地元区長、農会長、担当農業委員の同意もあり、別段面積設定及び区域指定申請の承認は適当であると考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

5ページをお開きください。都市計画法第29条による『都市計画法施行規則第60条証明』のための営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を1件、計4件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 9番: 申請地は、中小企業大学校の北に位置しています。
現地では、田植等もされており作付されていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題ないと調査班では判断しました。

10番: 申請地は、大門公民館の北約50mに位置しています。
現地では、草刈がされており適切に管理されていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題ないと調査班では判断しました。

11番: 申請地は、八千種小学校から南へ約200mのところに位置しています。
現地では、大きな木がありますが、許可後速やかに伐採されるということです。
また、その他の場所は草刈などの管理がなされていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 2番: 届出地は、福田公民館の南に位置しています。
現地では、きちんと管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇さんが住宅を建てるため転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所

有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 11番：申請地は、東大貫地区にある福崎町防災倉庫の南に位置しています。

現地では、きれいに草刈など管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇が資材置場として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

12番：申請地は、西治公民館の北西約250mに位置しています。

現地では、果樹や野菜の作付けをされていることを確認しました。

事務局説明のとおり、住宅用敷地として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議長) 議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 2番：申請地は、西治公民館の北西約250mに位置しています。

現地では、野菜の作付けをされていることを確認しました。

事務局説明のとおり、地縁者住宅の建設予定地に隣接する農地を取得するため、別段面積の設定を行うものです。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、質疑はありませんか。

(宮川委員) 議案23号と議案24号、〇〇の字はどちらが正しいですか。

(事務局) 申し訳ありません。〇〇の字が正しいものです。訂正をお願いいたします。

(議長) その他に質問ありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、承認することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 25 終了>

○次回農業委員会開催日・・・9月22日(木曜日) 15時00分から

署名 人	松岡 隆子
署名 人	上阪 英仁